

## 永岡儀兵衛と永岡三郎兵衛の苗字御免について（田村哲さん）

## 1 まとめ

同じ酒を扱う商人であっても、町方と百姓に区分されている。ここから、岡さんの資料のように、職業にかかわらず町に住む人は町方、村に住む人は百姓と区分されたことが分かる。つまり身分の上下はなかった。

また、苗字御免は本人、倅、孫という直系に許され兄弟や伯父には及ばなかったようです。上納金の額で本人迄、倅迄、孫迄、帯刀など差があった。紋次郎は帯刀御免であったが三左衛門はもらえなかった。

## 2 詳細

- ・文政12年（1815）10月、鴻池屋儀兵衛は千両の冥加金を上納、ご褒美に孫の代まで苗字御免となった。町方御用達とあり身分は町方、職業の御用達は次に出てくる\*地廻酒問屋のことであろう。

- ・嘉永4年（1851）4月、相続人の届書には南茅場町、家持、地廻酒問屋、永岡儀兵衛とあり、相続人が若年につき後見人三郎兵衛とある。三郎兵衛は先代の兄とある。

ここではすでに永岡姓を名乗っているが、孫の代まで御免であつても直系以外は許されなかった。この三郎兵衛が新選組の陣屋となった永岡三郎兵衛と同一人物とみられている。

- ・慶応元年5月、三郎兵衛は三左衛門、紋次郎、平兵衛らと上納金を納めご褒美に倅代まで苗字御免になつている。身分はいずれも流山村百姓とあり、酒造業や醤油業の名はない。

ここより永岡三郎兵衛と名乗ったことがわかる。また、儀兵衛にあった家持もない。これは、町方には借家の者もいたが、百姓は土地持ちが原則であるので記入は必要としなかったのであろう。

三郎兵衛の職業は穀物仲買人以外の資料は見当たらないが、儀兵衛と近親の間であれば地廻酒問屋の出先機関であった可能性もある。であれば、一般的に酒屋と呼ばれてもおかしくない。

- \*地廻酒問屋＝江戸近郊の造酒屋の酒等を扱う問屋。対して関西物（下り物）は単に酒問屋、下物酒問屋として区別し多くは日本橋に店を構えていた。